

# 高校等専攻科の生徒への修学支援

令和8年度予算額 6億円  
(前年度予算額 5億円)



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

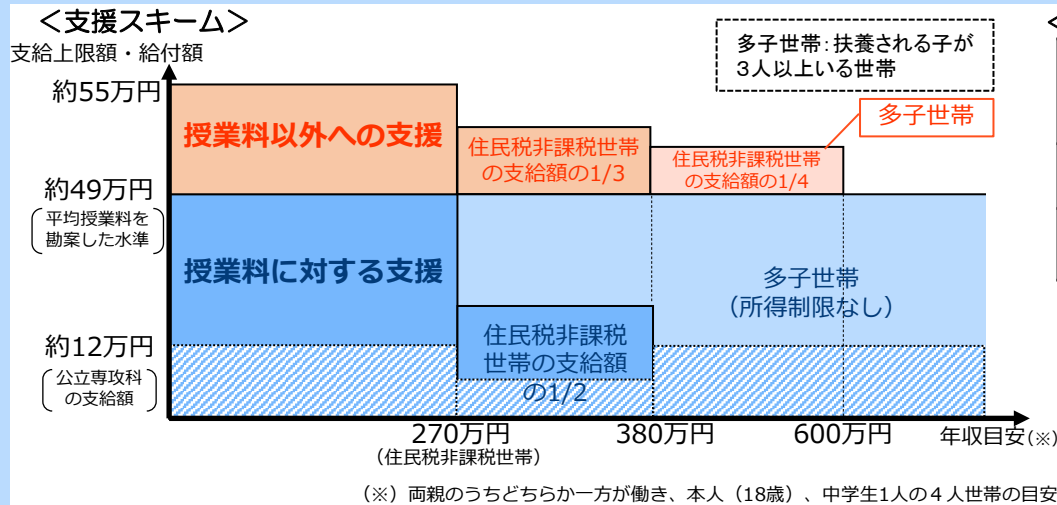
○都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容（事業実施期間：令和2年度～）

◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯（家計が急変した世帯を含む）や多子世帯の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対してその経費の一部を補助。

### 令和8年度予算案

- 授業料への支援：私立高校等の専攻科の支給上限額を**49万3,200円**（平均授業料を勘案した水準）に引き上げる。
- 授業料以外の教育費への支援：① 年収270～600万円程度の世帯の給付額を引き上げる。  
⇒ 年収270～380万円程度：住民税非課税世帯の1/5→**1/3** 年収380～600万円程度の多子世帯：住民税非課税世帯の1/5→**1/4**
- ② 国の補助割合を1/3から1/2へ変更する。

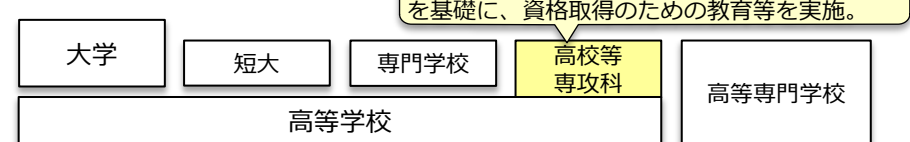


<1人当たり支給上限額・給付額> (単位：円)

区分	年収270万円未満 (住民税非課税世帯)		年収270～380万円		多子世帯 (所得制限なし)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800	493,200 (+66,000)	59,400	246,600 (+33,000)	118,800	493,200 (+66,000)
授業料以外	50,500	52,100	16,830 (+6,730)	17,370 (+6,950)	※12,630 (+2,530)	※13,030 (+2,610)

※年収380～600万円程度世帯のみ対象

### <各教育機関の位置づけ>



## 対象校種

高等学校及び特別支援学校の専攻科  
※授業料以外の教育費への支援においては、特別支援教育  
就学奨励費の対象となる特別支援学校の専攻科を除く。

## 対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。  
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校、中学校及び高校等を卒業した者であって、高校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者  
※上記①～⑦のいずれにも該当しない者は、旧制度を適用。

## 補助対象経費

高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う支援事業に要する経費

## 実施主体

都道府県

## 補助割合

授業料：国 1/2、都道府県 1/2  
授業料以外の教育費：国 1/2、都道府県 1/2